

留学生受け入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

語学能力に関する要件

下記の日本語または英語の水準のうち、いずれか1つを満たす必要があります。

【日本語】

- 日本語能力試験（JLPT）においてN2 レベル以上に合格した者
- 日本留学試験（EJU）の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が200 点以上である者
- 機構が別に認める語学水準以上である者：
 - ・ BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上である者
 - ・ 日本語を主言語として後期中等教育（高校レベル）において3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
 - ・ 日本語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
 - ・ その他の日本語の語学試験の成績によりJLPT のN2 相当以上の日本語能力を有していると書面から判断できる者
(試験実施団体が示す対照表等によりJLPT のN2 レベル以上と確認できる場合)
 - ・ 学校がJLPT のN2 相当以上の日本語能力を有していると判断できる者

【英語】

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参考枠）においてB2 レベル以上であると認められる者：
 - ・ TOEFL iBT 72 点以上、IELTS 5.5 以上、TOEIC L&R 785 点以上等
文部科学省発表「各資格・検定試験とCEFR との対照表」において、CEFR と各種語学試験等のスコアとの対照表を参考の上、語学力がCEFR B2 レベル以上であるかを確認してください。 こちらから確認できます→ 
 - ・ 上記対照表に含まれない試験については、他機関等が公表している対照表やエビデンス等によってCEFR B2 以上の英語能力が確認できる者
 - ・ 英語を主言語として後期中等教育（高校レベル）において3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
 - ・ 英語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
 - ・ 学校がCEFR のB2 相当以上の英語能力を有していると判断できる者